

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、大阪広域水道企業団太子水道事業指定給水装置工事事業者を次のとおり指定した。

令和5年2月16日

大阪広域水道企業団企業長 永藤 英機

指定番号	氏名又は名称及び代表者の氏名	住所	指定年月日	有効期間の満了の日
太子 第153号	株式会社456 西岡 正人	堺市堺区旭ヶ丘中町3-2-6	令和5年2月16日	令和10年2月15日